

2013年5月10日

各 位

森宏之公務災害訴訟支援の会

判決のご報告とお礼

最高裁判所への上告期限である2013年5月9日までに基金が上告を行わなかったため、2004年7月14日に過労によるクモ膜下出血で亡くなった森宏之さんの「公務外」災害認定の取消を求める訴訟は終結し、原告である森貴美さんの勝訴が確定しました。

裁判所への要請ハガキ行動、訴訟費用カンパを始めとした、多くの皆さんの力強いご支援で勝利する事ができました。あらためてこれまでのご支援に心より感謝申し上げます。

宏之さんが亡くなってから9年近くを経て、ついに公務災害であることが認められました。支援の会はこれまで、懸命に職務に取り組み文化財行政に多大な功績を残した宏之さんの名誉のため、また、過労死のない社会を作りたいとの貴美さんの思いを形にするため、この訴訟を支えてまいりました。判決の確定を受けて、長きにわたって闘いを強いられてきた遺族が速やかに救済され、平穏な生活を送ることを望んでおります。そのためにも、今後行われる具体的な災害補償手続の進捗を引き続き確認していく必要があると考えています。

判決確定を受けて、森貴美さんからメッセージを受けておりますので、別紙のとおりお知らせいたします。支援の会は今後、報告・お礼の集会を開催することを予定しております。

これまでのご支援に重ねてお礼を申し上げます。